

社会的養護児童について

令和7年3月14日

熊本県中央児童相談所

児童施設・初動課長 西山 英子

社会的養護とは・・・

保護者の適切な養育を受けられない子どもを
公的責任で社会的に保護・養育するとともに
養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの（一時保護も含む）

すべての子どもを社会全体で育むこと

県内施設の入所措置児童数の推移

(各年度3月1日時点の現員数)

施設種別	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R6.12.1	(割合)
乳児院	47	44	41	43	31	3.3%
児童養護施設	557	550	522	514	486	52.4%
里親等	88	96	123	137	160	17.2%
心理治療施設	35	35	34	34	34	3.7%
児童自立支援施設	11	13	13	10	10	1.1%
障害児入所施設（福祉型）	146	159	150	150	145	15.6%
障害児入所施設（医療型）	25	24	23	25	26	2.8%
自立援助ホーム	17	20	21	33	36	3.9%
計	926	941	927	946	928	100%

県内障害児入所施設の入所状況

(各年度3月1日時点の現員数)

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 2 ～R5平均		R6.12.1
福祉型	定員	320	320	320	320			304
	現員	255	257	240	234	(対定員)	(対現員)	237
	措置児童数	146	159	150	150	47.3%	61.4%	145
	契約児童数 (※)	106	98	90	84	29.5%	38.3%	92
医療型	定員	846	846	846	846			846
	現員	90	90	87	92	(対定員)	(対現員)	93
	措置児童数	25	24	23	25	2.9%	27.0%	26
	契約児童数 (※)	65	66	64	67	7.7%	73.0%	67

(※) 契約児童数に一時保護委託児童数も含む

事例 1

■ Aさん（小4 男児、ASDの診断あり、情緒学級に在籍）
障害児入所施設に約5ヶ月間一時保護委託

- ・実母からの暴力と、帰宅したくないとの訴えがあり一時保護。
- ・同様の訴えによる一時保護歴が過去に2回ある。
- ・能力的に高くない実母が本児と妹の養育と家事を一人で行う状況の中、本児の特性理解と、特性に配慮した対応ができずに本児に不適切な関りを行っていた。
- ・本児は自閉症特性が強く、物への強い執着や過集中があり、一時保護当初は日課に従うことが出来ず、また、職員の指示がなかなか通らなかった。
- ・一時保護中に施設職員が根気強く報酬型の声かけを繰り返したことで、少しずつ枠を意識した生活ができるようになり、指示も通りやすくなった。本児の雰囲気も柔らかくなった。
- ・施設では、本児が他児とトラブルになった際も本児の話をしっかり聞く対応をしていた。

（処遇）

- ・県外の父方祖母宅へ家庭復帰。
- ・委託中の本児の変化は顕著であり、心理検査の結果に含めて新たな養育者である父方祖母らへフィードバックした。

事例 2

■ Bさん（小2女児）

障害児入所施設に約2ヶ月間一時保護委託

- ・実母のネグレクトで地域の関係機関が長く関わってきたが、入院を促された実母がそれを拒否し、本児らを連れていなくなってしまったケース。他県の友人宅に母子で身を寄せていることが分かり、本児を一時保護。
- ・本児は、一時保護当初は口数が少なく、言葉でのやり取りが難しかったが、施設での安定した生活の中で少しずつ表情が明るくなり、会話も成立するようになった。衣食住が整った生活環境を提供してもらい、「ずっとここにいたい」と話すようになった。
- ・また、一時保護当初は他者との距離感が近く注意が必要だった一方で、大人を頼ったり甘えたりすることがうまくできなかったが、施設の中で徐々に他者とのかかわり方を学び、トラブルなく過ごすことができるようになった。職員に対しても甘えるような言動がみられるようになった。
- ・施設では区域外通学にも対応していただいたこともあり、一時保護の期間に本児の生活能力向上や情緒面の安定は著しかった。かつ、本児は施設での生活を楽しんだ。

（処遇）

- ・措置入所

事例 3

■ Cさん（一時保護当中中3、現在高2、ASD・ADHD、情緒級在籍で小学校から不登校）
障害児入所施設に2ヵ月間一時保護委託し、現在入所3年目

- ・実父からの暴力で一時保護。
- ・ASD特性が強く、不安になると実母に無理難題をいい、叶わないと癇癢。
- ・実母は勉強熱心で思いも強いが、共依存関係。欲求をひたすら飲み続ける悪循環構造が生まれる。本児の癇癢時に見かねた実父が暴力にて一喝し、実母が通告したことにより一時保護。
- ・本児は保護中も実母に私物の要求を繰り返したが、施設職員が、家から持ってくる物と園で準備できるものをリスト化。本児が無理を訴えても、児相・施設・本児でルールを作り、癇癢を起して要求を通す悪循環を断った。ルールを守ることでポジティブな関わりができるようになり、施設職員と信頼関係ができた。
- ・一時保護中から登校状況も改善していった。
- ・本児と両親に対して、児相からは悪循環構造を、施設職員からは本児の施設での成長をフィードバックし、本児・両親とも施設入所に同意。

事例 3

(措置入所後)

・入所後は、これまで全く出来ていなかった学習にも意欲的になり、施設職員と登校する日数、勉強時間などスモールステップで目標を立てた。進学先も支援学校から普通高校に変更し、合格。少しずつ登校日を増やし、中学卒業時には毎日登校もできるようになった。現在は高校で生徒会長を務め、大学進学を目指している。

※ 安心・安全かつこどもに適合した環境で、適切な関わりとケアを受けることは、こどもに大きな変化をもたらします。

※ その変化が保護者自身の変容の大きなきっかけとなり、こどもの最善の利益に沿った支援につながります。

■ 社会的養護児童の背景

①大切にされたと実感できる養育が少なかった

自分の大切な体・時間・場所・物が保証されることなく、何らかの原因により自分の大切なものを奪われた生活を体験している。

②自分の誕生・存在をマイナスに捉えている

養育者からの暴力・暴言・放任など、被虐待体験により、自己の存在を否定される養育を受けている。そのことにより、自分の存在を肯定的にとらえる体験が少なく、自分なんて生まれてこなければよかったとの想いを抱いているこどもが少なくない。

③自他の境界が曖昧（虐待により自分への侵入・支配被支配関係）

被虐待体験により、自分の心身に侵入を受けている。また、施設での集団生活により入所中も境界が曖昧な環境で過ごしている。

④年齢にふさわしくない体験をしている

親の離婚や再婚により、父とその彼女・母とその彼氏など家庭内に親のパートナーが出入りしている。親である夫婦の関係の中に育つというより、彼氏彼女の関係性の中に曝され、性的接触の場面を目にしていることもある。また、ネグレクト環境により、子どもが得る性情報に養育者が介入することなく、氾濫した情報に放置されていることもある。

虐待の影響

- 発達への影響：感情のコントロール、人との適切なかかわり方、物事の捉え方等、養育者との相互関係の中で育まれるはずの力が発達しない。
- 対人関係への影響：

「安全な関係」がどのようなものかわからない。かかわろうとしなかったり、過度になれなれしくする。また、虐待者との関係をなぞりがち（トラウマの再演）

- 感情の調節機能への影響：

大人との二者関係の中で感情と行動の仕方を学んでいくが、それがなされない関係の中で育つため、感情を名付けることも、感情の適切な表し方も、感情のコントロールもわからないままになる。

トラウマ

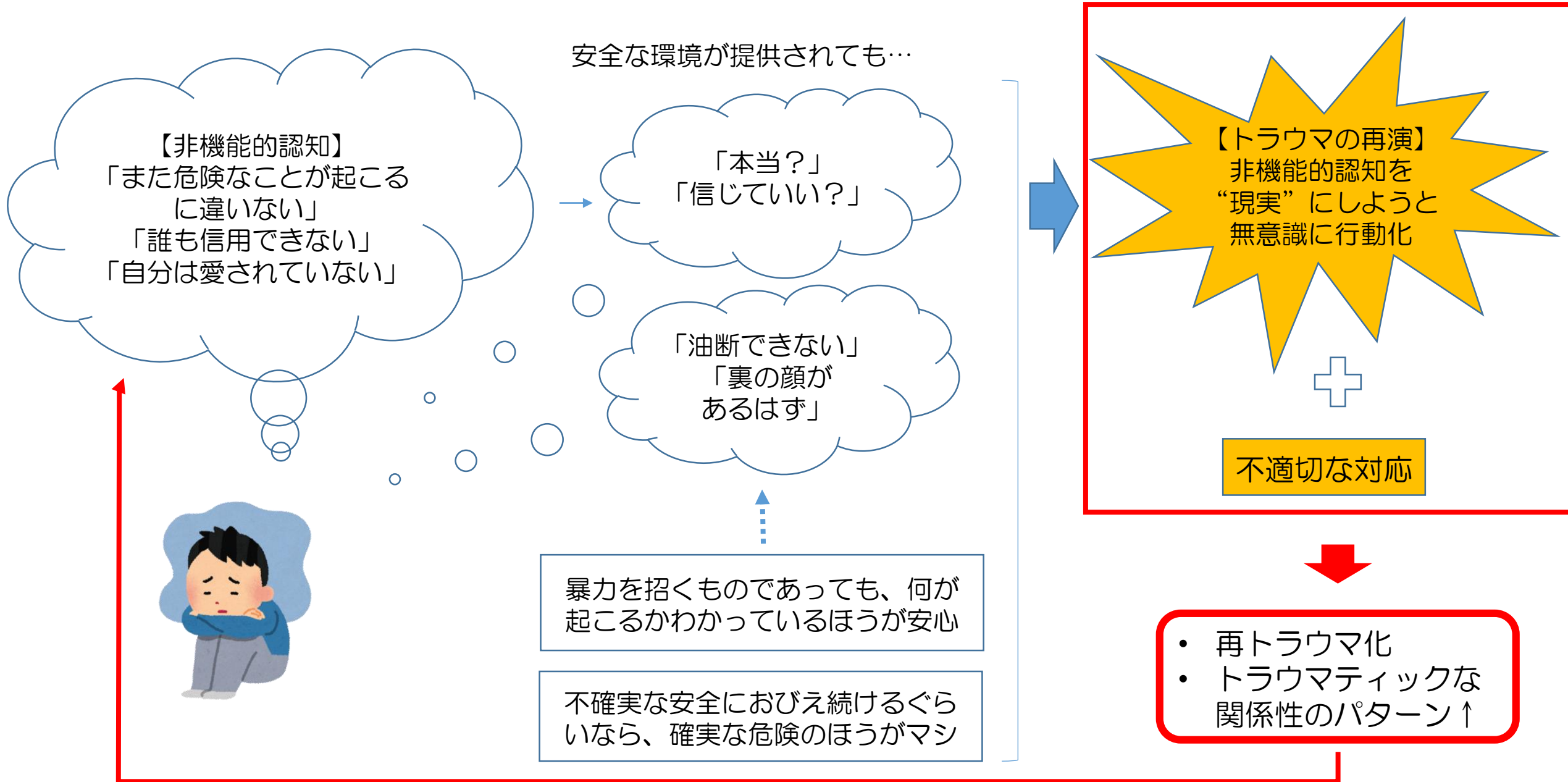


《虐待とトラウマ》

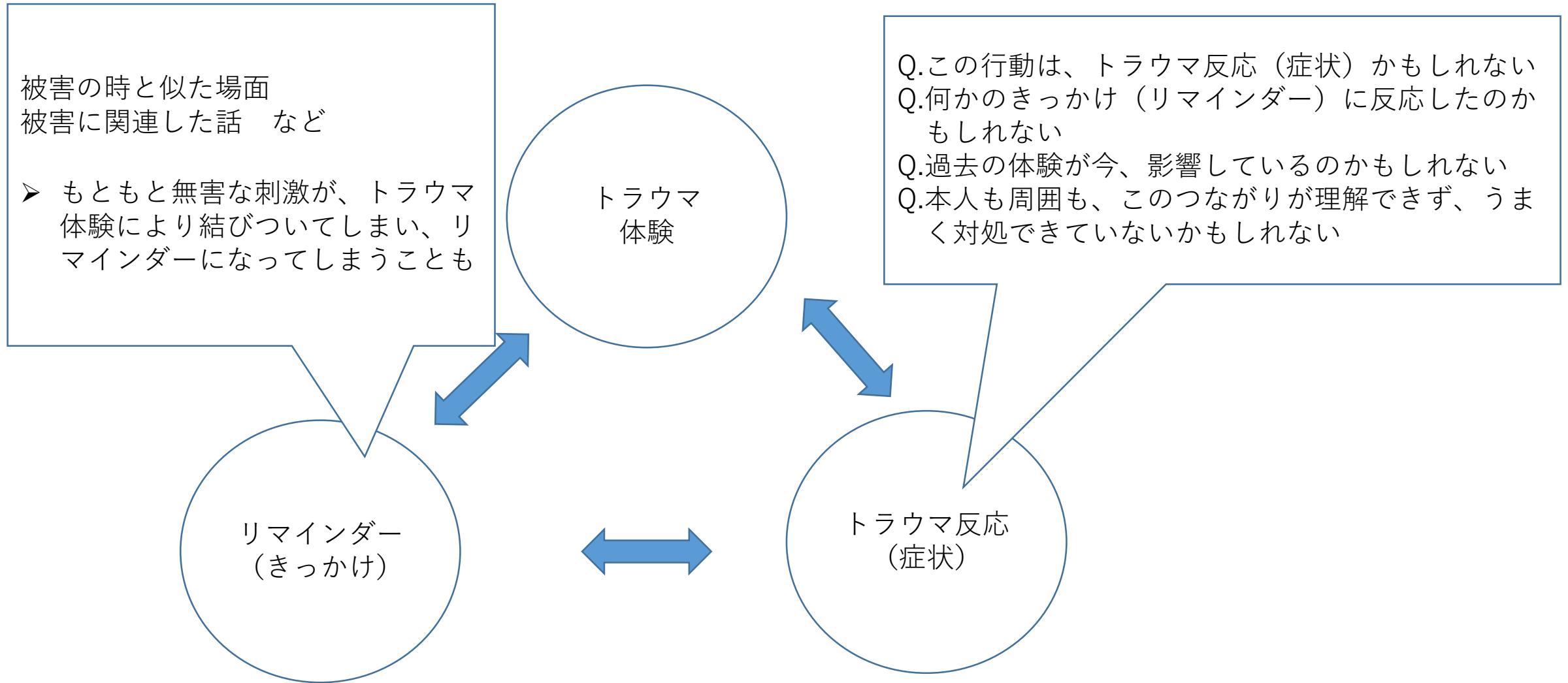
虐待 ⇒ 守ってくれるはずの人から傷つけられる体験

※発達途上の子どもにとって、虐待行為そのものの単純な影響だけでなく、複雑な要因が重なった逆境体験になるため、トラウマになりやすい。

トラウマティックな関係性の再演



⇒ トラウマのメガネを用いて、トラウマの影響を「見える化」する
＝ トラウマの三角形モデルを用いる



子ども期の最大の特徴は「育ちゆく存在である」点にある。その育ちを大人たちが協働して保障していくことで、私たちの社会は成り立っている。育ちを経た子ども達が、やがてこの社会に参入し、その社会を形成しながら自ら子どもを育てる存在になっていくという循環なしには、私たちの社会が持続的に立ちゆくことはあり得ないからである。

この「育ち」が保障されることが、子どもの生きる権利を並んで子どもの最も重要な権利なのだが、子ども達はこの権利を声高に主張することはない。つまり子どもの権利は、子どもをどのような存在であるとして関わっていかうとするかという、大人側の問題である。

日本の児童相談所2022年初版（明石書店）

子どもの健全育成は喫緊の国家課題

(参考)

「こどもの権利擁護」は、最近の児童福祉を表象するキーワードの一つ

■H28年法改正

こどもが、子どもの権利条約の精神に則り、適切な養育を受け、心身の健やかな成長発達や自立等を保障されるといった権利を有することが明示された。

■H29年新しい社会的養育ビジョン

児童福祉審議会が子どもの権利擁護の審査を行うこと、都道府県養育推進計画においても子どもの権利擁護について記載することが求められた。

■R4年法改正

意見聴取等措置、意見表明等支援事業の実施、親子再統合支援事業の実施、一時保護所基準、一時保護に係る司法審査の開始など（社会的養護児童が対象）

これからも、共にこどもの育ちを支える専門機関として、連携・協力をよろしくお願いいたします。

